

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 未分割のアパートから生ずる所得

Q：賃貸の用に供しているアパートを、私を含め3人で相続しましたが、遺言もなく、遺産分割については協議中で、いまだ未分割の状態です。

ところで、このアパートから生ずる所得は、私の名義で預金していますが、全額私の不動産所得として申告するのでしょうか。

A：分割が行われるまでは、相続人の法定相続分に応じて申告します。

#### 【解説】

共同相続財産について、遺産分割が行われていない場合のその相続財産は、各共同相続人の共有に属するものとされていますから、その相続財産から生ずる所得は、各共同相続人に、その相続分に応じて帰属するものと解されます。

この場合、未分割財産の共有割合は、遺言により相続分が指定されている場合にはその指定相続分、それ以外は法定相続分によります。

ご質問のように、遺産分割協議が調わないため、特定の相続人が所得を管理しているような場合であったとしても、全額をその人の所得として申告することはできません。

なお、将来遺産分割が行われた場合には、その分割後に生じた不動産所得は、実際に相続した人の相続分に応じて申告することになりますが、それ以前に生じた確定手続に基づく承継税額を訂正する必要はありません。

